

## 武蔵野赤十字病院コンプライアンス室規程

(趣旨)

第1条 この規程は、武蔵野赤十字病院コンプライアンス室（以下「コンプライアンス室」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 コンプライアンス室は、武蔵野赤十字病院（以下「病院」という。）における次の各号に掲げる事項のコンプライアンスについて、方針の策定および体制を整備し、もって病院のリスクの軽減に資することを目的とする。

- (1) 教育に関する事。
- (2) 研究に関する事。
- (3) 社会貢献に関する事。
- (4) 財務に関する事。
- (5) 環境活動に関する事。
- (6) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 コンプライアンス室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副院長（コンプライアンス推進責任者）
  - (2) 診療部長
  - (3) 看護師長
  - (4) 事務部長及び課長
  - (5) その他、室長が指名する者
- 2 コンプライアンス室に室長を置き、前項第1号の者をもって充てる。
- 3 室長は、コンプライアンス室の業務を総括する。

(委員会)

第4条 コンプライアンス室に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、室長が別に定める。

(コンプライアンス室の検証)

第5条 コンプライアンス室は、業務が適切に実施されているかどうか、外部評価者を含む組織により検証を受けなければならない。

(事務)

第6条 コンプライアンス室に関する事務は、事務部総務課が処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、室長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。